

## 令和 2 年度寒河江市児童生徒就学緊急援助費交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の感染拡大の影響を受け、経済的に厳しい状況にあり、就学が困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、その経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な実施に資するため、児童生徒就学緊急援助費(以下「就学緊急援助費」という。)を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の適正化に関わる規則(平成 6 年市規則第 1 7 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(就学緊急援助費の内容)

第 2 条 就学緊急援助費の援助内容、対象となる児童生徒の学年等、交付額、交付時期等は、別表 1 のとおりとする。

(対象者)

第 3 条 就学緊急援助費の交付対象者は、本市に居住する児童生徒又は就学予定者の保護者及び本市が設置する学校に在籍している児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和 2 年度寒河江市児童生徒就学援助費の認定を受けていない者
- (2) 令和 2 年度寒河江市特別支援教育就学奨励費の認定を受けていない者
- (3) 寒河江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める別表 2 の所得基準に基づいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、経済的に厳しい状況にあると認める者

(交付申請)

第 4 条 就学緊急援助費の交付を受けようとする者は、就学緊急援助費に係る見

児童生徒認定申請書（別記様式第1号）に別表3に掲げる書類を添付し、第5条第1項に規定する前期及び後期の区分毎に教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請をした者は、申請事実について、教育委員会等が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

3 第1項の申請をした者は、申請事実について、教育委員会が所属する学校長に情報提供を行うときは、これに同意しなければならない。

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の申請があり、これを認定する場合には、認定期間を令和2年4月から令和2年9月まで（以下「前期」という。）及び令和2年10月から令和3年3月まで（以下「後期」という。）に分け、それぞれの認定期間の初日に遡り認定を行うものとする。ただし、転入学による申請の場合は、当該児童生徒の学籍発生日に認定日を遡るものとする。

2 教育委員会は、前条の申請があったときは、審査を行い、認定の可否について就学緊急援助費に係る児童生徒認定審査結果通知（別記様式第2号の1又は第2号の2）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第6条 前条の認定を受けた者は、申請した内容に変更があった場合又は認定期間の途中で児童生徒の除籍等で就学援助の認定要件を欠くこととなった場合は、遅滞なく就学緊急援助申請事項変更届（別記様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（報告書等の提出）

第7条 第5条の認定を受けた者は、対象となる児童生徒に関するクラブ（部）活動に係る用具等購入実績申告書（別記様式第4号）を所属する学校長を経由して、教育委員会へ提出するものとする。

2 教育委員会は、就学緊急援助費の算定のため、対象となる児童生徒が所属する学校長に対し、次に掲げる報告書の提出を求めるものとする。

(1) 修学旅行に関する報告書（別記様式第5号）

(2) 校外活動に関する報告書（別記様式第6号の1及び第6号の2）

(3) クラブ活動費に関する報告書（別記様式第7号）

（交付）

第8条 就学緊急援助費の交付は、第5条の認定を受けた者に対して直接、口座への振込により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校又は市に納入する学校給食費及び学用品費に未納があるときはこれに充当し、医療費は医療機関に直接支払うものとする。

（認定の取消し）

第9条 教育委員会は、第3条に規定する認定要件に該当しないことが判明した場合は、必要に応じて弁明の機会等を付与のうえ認定を取消し、既に交付した就学緊急援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定める事項のほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(別表1)

## 令和2年度児童生徒就学緊急援助費の内容及び交付額等一覧表

児童・生徒一人当たり

交付項目	援助内容	対象となる 児童生徒の学年等	交付額（前期及び後期）		交付時期等	
			小学校	中学校	前期	後期
学校給食費	保護者が学校給食費として学校又は市に納入する額	全学年	実費 (限度額26,500円)	実費 (限度額31,000円)		
修学旅行費	修学旅行に参加するために必要な交通費、宿泊費、見学科等の直接経費（キャンセル料を除く。）	参加者	実費（対象経費） (限度額21,890円)	実費（対象経費） (限度額60,910円)	修学旅行実施後、費用の精算終了後に交付	修学旅行実施後、費用の精算終了後に交付
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	学校行事として行われる校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	参加者	実費（対象経費） (限度額800円)	実費（対象経費） (限度額1,155円)	各学校からの実績報告に基づき交付	各学校からの実績報告に基づき交付
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	学校行事として行われる校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科	参加者	実費（対象経費） (限度額1,845円)	実費（対象経費） (限度額3,105円)	各学校からの実績報告に基づき交付	各学校からの実績報告に基づき交付
学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品購入費	全学年	5,815円	11,365円		
新入学学用品費等	入学後交付 新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品購入費	第1学年 (前期認定者)	51,060円	60,000円		
通学用品費	児童又は生徒が通常必要とする通学用品購入費	小学校：第2～6学年 中学校：第2～3学年	1,135円	1,135円		
クラブ活動費	中学校生徒の部活動の実施に必要な用具等の購入費及びその他経費	全学年 (中学校のみ)	—	実費（対象経費） (限度額15,075円)		
医療費	トラコーマ、結膜炎、白せん、慢性副鼻腔炎、中耳炎、う歯、寄生虫病等の治療費	該当者	自己負担分の全額 (診療を受ける前に医療券を交付)		児童又は生徒は、医療券で受診し、市で直接医療機関に支払い	児童又は生徒は、医療券で受診し、市で直接医療機関に支払い

別表 2

令和 2 年度寒河江市児童生徒緊急援助費の所得基準

令和 2 年度寒河江市児童生徒就学緊急援助費交付要綱第 3 条第 3 号に規定する「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、経済的に厳しい状況にあると認める者」とは、認定期間（前期又は後期）中のいずれか 3 か月の所得の合計に 4 を乗じた推定所得額が、次の所得基準に該当する者とする。

【所得基準】

次に掲げる世帯員等の数に応じ、それぞれ次の推定所得額未満の者

世帯員等の数	推定所得額
2 人	1, 0 2 0, 0 0 0 円
3 人	1, 3 7 0, 0 0 0 円
4 人	1, 7 2 0, 0 0 0 円
5 人	2, 0 7 0, 0 0 0 円
6 人	2, 4 2 0, 0 0 0 円

- 1 世帯員等とは、世帯員及び生計を一にする者をいう。（世帯分離をしている場合でも、同一住所であれば世帯員とみなす。）
- 2 所得額とは、世帯員等の所得を合算した額とする。
- 3 母子世帯又は父子世帯の所得額は、上記推定所得額にそれぞれ 2 7 万円を加算した額とする。
- 4 世帯員等の数が 6 人を超える場合の推定所得額は、2 4 2 万円に 1 人増すごとに 3 5 万円を加算した額とする。

別表 3

令和 2 年度寒河江市児童生徒緊急援助費の添付書類

令和 2 年度寒河江市児童生徒就学緊急援助費交付要綱第 4 条第 1 項に規定する添付書類は、次のものとする。

【必要な書類】

1 通帳の写し（申請者名義に限る。）

※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の読み仮名が分かるもの

2 就学緊急援助申請に関する申立書（別紙 1）

3 同一世帯で収入のある方全員分の減少後の所得を証明する書類の写し又は給与証明書（別紙 2）

※認定期間（前期・後期）中のいずれか 3 か月分の所得

※世帯分離している場合でも、同一住所であれば世帯員とみなします。

(別記様式第1号)

令和2年度就学緊急援助費に係る児童生徒認定申請書 ( 前期 ・ 後期 )

令和 年 月 日

寒河江市教育委員会 様

申請者 住所 (町会 )  
(保護者) 氏名 ⑩

電話 - -

次のとおり、申請します。

学校で集金している給食費や学用品費などに未納がある場合には、就学緊急援助費を充当することを承諾します。  
また、中学校の給食費に未納がある場合には、就学緊急援助費から直接、市の会計に充当することを承諾します。

児童生徒について

学 校 名	学校		
ふりがな 氏 名			
学 年	年	年	年

家族の状況について(児童生徒も含めて、同居している家族全員をもれなく記入してください。)

氏 名	続 柄	生年月日	勤務先又は学校名・学年	年収又は月給	備 考
	申請者	・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
住まいの形状(番号を○で囲み、金額を記入してください。)	1. 自分の持家      2. 家族等の持家 3. 借家(家賃 月額                      円、 外共益費等 月額                      円)				
家庭の状況と収入の状況(できるだけ正確に記入してください。)					

申請者(保護者)の振込口座の情報を記入願います。

金融機関名	農協	銀行	信金	支店名	支店	支所	預金種別
	信組	労働金庫			出張所		
口座番号				口座名義			

寒河江市長 様

就学緊急援助費の認定に係る審査のため、寒河江市の課税資料を閲覧されることについて同意します。

(申請者を筆頭に、世帯の成人及び仕事に就いている未成年者全員が記名、押印してください。)

申請者氏名 ⑩

氏 名 ⑩

氏 名 ⑩

氏 名 ⑩

氏 名 ⑩

教育委員会使用欄	所得状況等調査結果
教育委員会判定	就学緊急援助費に係る児童生徒認定申請があった本件について、審査結果は下記のとおり  <input type="checkbox"/> 認定する。 <input type="checkbox"/> 認定はしないものとする。

記入、提出いただきました個人情報とは当該年度の児童生徒就学緊急援助費の認定審査及び制度実施の目的にのみ利用いたします。



(別記様式第2号の1)

学 第 号  
令和 年 月 日

様

寒河江市教育委員会  
教育長 軽 部 賢

令和2年度就学緊急援助費に係る児童生徒認定審査結果通知

先に申請のあった令和2年度就学緊急援助について、審査の結果、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1. 該当児童・生徒

区 分	児童生徒氏名	学校名	学年	備 考

2. 認定の可否

認定

3. 理 由

児童生徒就学緊急援助費の認定基準に該当するため。

4. そ の 他

今後、認定要件の喪失や申請内容の変化等があった場合は、速やかに就学援助申請事項変更届の提出をお願いいたします。不明な点がございましたら学校または教育委員会にお問い合わせください。

お問い合わせ先 寒河江市教育委員会学校教育課学事係  
電話 86-2111 (内線446)

(別記様式第2号の2)

学 第 号  
令和 年 月 日

様

寒河江市教育委員会  
教育長 軽 部 賢

令和2年度就学緊急援助費に係る児童生徒認定審査結果通知

先に申請のあった令和2年度就学緊急援助について、審査の結果、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1. 該当児童・生徒

区 分	児童生徒氏名	学校名	学年	備 考

2. 認定の可否

非認定 (認定しない)

3. 理 由

4. そ の 他

今後、所得の状況等に変化がある場合、認定基準に該当する可能性がありますので、教育委員会にご相談ください。

お問い合わせ先 寒河江市教育委員会学校教育課学事係  
電話 86-2111 (内線446)

(別記様式第3号)

## 就学緊急援助申請事項変更届

令和 年 月 日

寒河江市教育委員会教育長 様

住所

氏名

印

令和2年度の就学緊急援助について、下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1. 対象児童・生徒

児童生徒氏名	学校名	学年
	学校	年
	学校	年
	学校	年

#### 2. 変更内容※1 (変更事項にチェックを入れ、その他の場合は内容をご記入ください。)

変更事項	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 口座情報※2 <input type="checkbox"/> 認定要件の喪失(喪失要件: ) <input type="checkbox"/> その他(内容: )
変更理由	
変更前	
変更後	
変更事項発生日	令和 年 月 日

※1 全ての欄に記入してください。

※2 申請者名義に限り、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義が分かる通帳の写しを添付してください。

(別記様式第4号)

クラブ(部)活動に係る用具等購入実績申告書  
( 前期 ・ 後期 )

令和 年 月 日

寒河江市教育委員会 教育長 様

申告者(保護者) 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

児童生徒 学年 \_\_\_\_\_ 年

氏名 \_\_\_\_\_

クラブ(部)名 \_\_\_\_\_

クラブ(部)活動の実施に必要な用具等の購入実績は、下記のとおりであることを申告します。

記

用具等名	購入金額(円)	備考
合計		

※ 領収書(レシート)等を添付

(別記様式第5号)

令和 年 月 日

寒河江市教育委員会教育長 様

寒河江市立  
校長

学校  
印

修学旅行に関する報告書

みだしについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 実施期間 年 月 日～ 年 月 日 (泊 日)

2 参加対象学年及び参加児童生徒数 第 学年 名

3 参加者名簿 別紙のとおり

4 付き添い者 名

5 修学旅行先及び方法

6 修学旅行費収支決算報告

収入の部

項目	決算額 (円)	摘要 (計算の基礎を記入)
積立金又は集金		円× 名分= 円
利 子		
合 計		

支出の部

項 目		決 算 額 (円)	摘 要 (計算の基礎を記入)
補助対象経費	交 通 費 (有料道路代を含む。)		
	宿 泊 費 (食事代を含む。)		
	見 学 料		
	記 念 写 真 代 (スナップ写真を含む。)		
	医 薬 品 代		
	旅行傷害保険料		
	添 乗 員 経 費		
	荷 物 輸 送 料		
	し お り 代		
	通 信 費		
	旅 行 取 扱 料		
	小 計	-	参加児童生徒一人当たりの負担額 円 ÷ 人 = 円
補助対象外経費	乗務員等 謝礼		
	付 添 人 へ の 交 通 費 補 助		
	付 添 人 へ の 補 助		
	お や つ 代		
	小 計	-	
合 計	-	参加児童生徒一人当たりの負担額	

(別記様式第6号の1)

令和 年 月 日

寒河江市教育委員会 教育長 様

寒河江市立  
校長

学校  
印

校外活動に関する報告書  
(宿泊を伴わないもの)

みだしについて、下記のとおり報告いたします。

記

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
校外活動の種類						
目的地						
実施月日						
参加児童生徒数						
校外活動費の所要額	交通費					
	見学料					
	小計					
	その他の経費					
	合計					

- (1) 児童生徒数及び所要額は、総数及び総額で記入してください。
- (2) 校外活動ごとの内訳明細を添付してください。(任意様式)
- (3) 別紙参加児童生徒調書を添付してください。





(別記様式第6号の2)

令和 年 月 日

寒河江市教育委員会 教育長 様

寒河江市立  
校長

学校  
印

校外活動に関する報告書  
(宿泊を伴うもの)

みだしについて、下記のとおり報告いたします。

記

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
校外活動の種類						
目的地						
実施月日						
参加児童生徒数						
校外活動費の所要額	交通費					
	見学料					
	小計					
	その他の経費					
	合計					

- (1) 児童生徒数及び所要額は、総数及び総額で記入してください。
- (2) 校外活動ごとの内訳明細を添付してください。(任意様式)
- (3) 別紙参加児童生徒調書を添付してください。



(別記様式第7号)

令和 年 月 日

寒河江市教育委員会 教育長 様

寒河江市立  
校長

学校  
印

クラブ活動費に関する報告書

みだしについて、下記のとおり報告いたします。

記

学年	児童生徒名	所属クラブ(部)名	クラブ活動費の金額(円)	備考
合 計				

- (1) 児童生徒名については、下学年から、各学年あいうえお順に記入してください。
- (2) 保護者からの申告書(別記様式第4号)を添付してください。

## 就学緊急援助申請に関する申立書

私は、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入等が減少し、学校納入金(給食費等)の支払いが困難であることから、就学緊急援助の認定を受けたいので、申し立てします。

### 記

1 申立区分(次のいずれかの番号を○で囲んでください)

1. 休業等で所得が減少した
2. 離職した
3. 売上が減少した
4. 会社が倒産した
5. その他

理由( )

2 申請期(次のいずれかの番号を○で囲んでください)

1. 前期(令和2年4月～令和2年9月の、いずれか3か月)
2. 後期(令和2年10月～令和3年3月の、いずれか3か月)

3 添付書類(添付する書類すべての□に✓を付してください)

- 減収後の3か月分の給与明細
  - 上記書類を提出できないため(別紙)給与証明書を添付します
- 辞令書又は退職証明書
- 売上減少などを要件とした公的資金援助を受けたことを証明する書類
- その他、申立区分を証明する書類

内容( )

上記のとおり、相違ありません。なお、申請内容が事実と相違し、就学緊急援助の対象とならない場合、異議はありません。

令和 年 月 日

(宛先)寒河江市教育委員会 教育長 様

申請者氏名

㊞

## 給 与 証 明 書

私は、3か月分の給与明細及び減収後の給与明細が提出できないため、次のとおり提出します。  
なお、収入内容が事実と相違し、就学援助の対象とならない場合、異議はありません。

氏名(給与の支払を受けた方)			
就労先名称及び支店名			
就労先住所			
就労先代表者名			
就労先電話番号			
就労先での職名及び職務内容			
給与額(番号を○で囲み、収入内容を記入してください。)	1. 前期(令和2年4月～令和2年9月のいずれか3か月)		
	2. 後期(令和2年10月～令和3年3月のいずれか3か月)		
	月分	月分	月分
	円	円	円
勤務日数	日	日	日

令和 年 月 日

(宛先)寒河江市教育委員会 教育長 様

申請者氏名

